

## 葛巻町雇用促進住宅確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 町内における雇用の促進を図るとともに空き家及び遊休地の利活用を推進するため、町内に常用雇用労働者の住宅を確保しようとする事業主に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号）及びこの要綱により葛巻町雇用促進住宅確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常用雇用労働者 交付対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）に雇用契約の形式を問わず、期間の定めなく雇用されている労働者又は有期雇用の契約を繰り返し更新し1年以上継続して雇用されている労働者及び採用時から1年以上継続して雇用されると見込まれる労働者をいう。
- (2) 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類大分類Eに分類される事業を行うために必要な施設をいう。
- (3) 生計を一にする者 常用雇用労働者と日常生活の資を共通にしている者をいう。

(補助金の交付対象事業主及び補助金交付要件)

**第3条** 補助金の交付対象事業主及び補助金交付要件は、別表1に掲げる要件を満たす者とする。

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

**第4条** 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

**第5条** 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出する期日は、別表3のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

**第6条** 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

**第7条** 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(補助金の返還等)

**第8条** 町長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさないとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部または一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該交付した補助金の全部または一部の額の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

**第9条** 交付決定者は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなけ

ればならない。

(現況報告)

**第10条** 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過するまでの間において、毎年4月1日現在の入居状況を入居者名簿により、同年4月30日までに町長に報告しなければならない。

(その他)

**第11条** この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

**別表1** (第3条関係)

交付対象事業主	補助金交付要件
町内に主たる事務所または営業所を有する、常用雇用労働者の数が10人以上の法人または個人	1 一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋など整備する住宅の種類を問わず、入居する常用雇用労働者世帯の数が1棟につき2世帯以上であること。 2 実績報告時の常用労働雇用者の数が、申請時と比較して1名以上増加すること。ただし、新規に工場等を立地する場合はこの限りではない。 3 補助金の交付対象住宅に入居できる者は、葛巻町に住民登録する者に限る。
町内に工場等を立地する又は立地しようとする、常用雇用労働者の数が21人以上の法人	4 補助金の交付対象住宅に入居できる者は、交付対象事業主が雇用する常用雇用労働者及び当該常用雇用労働者と生計を一にする者に限る。 5 補助金の交付対象住宅に入居できる常用雇用労働者は、交付対象事業主、取締役又は監査役の2親等以内の親族を除く。 6 申請者及び入居予定者が町税等を滞納していないこと。 7 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過するまでの間において、上記1及び3から6の補助金交付要件を全て満たすこと。

**別表2** (第4条関係)

	補助金交付対象経費	補助金額
交付対象経費	補助金の交付対象経費は、施設の整備に必要な以下に掲げる経費とする。 1 土地の取得経費 2 土地の造成経費 3 既存施設の取得経費 4 既存施設の改修経費 5 既存施設の解体経費 6 住宅の建築経費	補助金交付対象経費の総額の3分の2に相当する額以内の額で2,000万円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てとする。
交付対象外経費	1 土地及び施設の賃借料 2 店舗、工場、事務所等、事業に供する区域の工事経費 3 家電や棚など、生活用品の購入経費	

別表3（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類 (交付の申請)	1 葛巻町雇用促進住宅確保支援事業補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 住宅整備に要する費用及び工事内容が確認できる書類 (見積書又は契約書及び工事明細書などの写し) 5 住宅整備に係る設計図書及び施工場所を含む周辺の見取図 6 住宅整備前の写真 7 交付申請時の常用雇用労働者名簿 8 当該住宅の入居予定者名簿	第1号 第2号 第3号	1部	事業開始の日から起算して30日前まで
規則第6条第1項第1号、第2号 (交付の条件)	1 葛巻町雇用促進住宅確保支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 変更内容が確認できる書類	第4号 第2号 第3号	1部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から30日以内
規則第13条第1項の規定による書類 (請求)	1 葛巻町雇用促進住宅確保支援事業補助金請求書 2 事業実績書 3 収支精算書 4 補助金交付決定通知書の写し 5 住宅整備に要した費用及び工事内容が確認できる書類 (請求書又は領収書及び工事明細書などの写し) 6 住宅整備後の写真 7 実績報告時の常用雇用労働者名簿 8 当該住宅の入居者名簿	第5号 第2号 第3号	1部	事業完了の日から起算して30日以内